

## 平成 22 年度向日市男女共同参画審議会第 1 回会議録

- 1 日時 平成 22 年 6 月 28 日(月) 午後 2 時～ 4 時 30 分
- 2 場所 向日市役所 大会議室
- 3 出席者 竹井委員・大束委員・伊澤委員・工藤委員・清水委員・仲島委員・松本委員・森田委員  
植田市民生活部長 山根市民生活部次長 大原係長 萬治主査 播磨主査 計 13 人
- 4 傍聴者 なし
- 5 議題 (1) 第 2 次男女共同参画プラン策定について  
(2) 職員意識調査について  
(3) 事業所意識調査について
- 6 会議資料  
資料 1 - 1 第 2 次向日市男女共同参画プラン策定について  
資料 1 - 2 第 2 次向日市男女共同参画プラン策定スケジュール  
資料 2 - 1 職員意識調査について  
資料 2 - 2 男女共同参画に関する職員意識調査  
資料 2 - 3 向日市男女共同参画職員意識調査結果の概要  
資料 3 - 1 事業所実態調査について  
資料 3 - 2 事業所における男女共同参画に関わる意識と実態調査  
資料 4 - 1 向日市男女共同参画推進条例施行規則  
資料 4 - 2 向日市男女共同参画プラン改訂版(ダイジェスト版)

---

### 議事(要約)

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 会長長選出  
委員より竹井委員の推薦あり。全員異議なし。竹井会長より副会長として大束委員を指名し受託された。
- 4 議事  
(会長) 傍聴について確認する。  
(事務局) 希望者なしの報告。  
(1) 第 2 次男女共同参画プラン策定について  
(会長) 議題 1 について事務局説明を求める。  
(事務局) 資料 1 - 1、1 - 2 について説明。  
(会長) 株ぎょうせいが参加している経緯について説明を求める。  
(事務局) 4 月下旬に業者のプレゼンテーションを実施し、その評価に基づき業者を決定した。その際、竹井委員に参加いただいた。  
(委員) 市民意識調査の結果はどうであったか。  
(事務局) 結果報告書は送付済みであるが、今後、必要に応じて二次集計も行うので委員にはご意見をいただきたい。  
(委員) 市民意識調査については十分協議したが、職員意識調査について審議会で協議したのか。

- (事務局) 前年度審議会において市民意識調査の内容で職員意識調査を行うことは説明した。スケジュールが過密なため、審議会の協議を待たずに職員の意識調査を実施した。
- (委員) 事業所調査はつっこんだ内容だが、職員意識調査は実態として知りたい項目がない。
- (事務局) 職員意識調査は、市民意識調査と同じ項目で比較する箇所と独自の項目で構成されている。
- (委員) 事業所では育児休業の取得などを質問しているが、職員意識調査にはその設問がない。
- (会長) 育児休業の取得状況等は実績で調べることができるのではないかと。職員意識調査は市民意識調査と比較できるようにできているが、プランにその比較が示されていれば、市民もやる気になるのではないかと。また事業所の規範にもなる。
- (委員) 計画期間が10年であり、職員がどのような意識を持っているのか市民との比較で調べるのは大事だが、行政内部が男女共同参画へ向かって変革していき、市民をリードしていくことが大切だ。庁内推進会議でそのようになっているのか。
- (事務局) 後ほど、職員と市民の意識の相違について説明をする。
- (委員) 庁内推進会議は指揮命令権限があるのか。
- (事務局) 庁内推進会議の長は副市長である。庁内推進会議には指揮命令系統はないが、所属長が委員として入っているので影響力はある。課題を解決するための提案や計画の進捗状況を報告するといった横断的な連絡調整機能をもっている。
- (委員) パブリックコメントの後に審議会の開催がないがどうしてか。
- (事務局) パブリックコメントの主体は市であり審議会ではない。審議会の最終案でパブリックコメントを行う。実施後、書面の報告となるかもしれないが審議会には報告する。スケジュールに沿って進めたい。
- (会長) 策定には相当時間がかかるが、パブリックコメントはどの段階の素案を出すのか。また、市民意見交換会とパブリックコメントとの違いは何か。
- (事務局) 条例の制定・改正や重要な計画についてはパブリックコメントを行うこととなっている。パブリックコメントでは最終的なものを提示する。市民意見交換会はまとまったものを出すのは時間的にも難しいので、かなりラフなものになるであろう。市民の意見が得られやすいようアンケート調査結果や目指す考え方などをテーマにして話し合う予定だ。施策の方向などを提示するのが市民意見交換会である。パブリックコメントは最終案について意見をもらうものである。
- (会長) パブリックコメントはどのようにいかされるのか。
- (事務局) 市民意見をいただいた後、市が判断する。
- (委員) 市民意見交換会ではいろいろな意見が出るだろうが、パブリックコメントで決定的なものがない限り変えないのではないかと。
- (会長) 決定的に反対の意見も出してよいのではないかと。
- (委員) 審議会という意見は意見であって、最終的には市が責任をもって判断し決定するものである。パブリックコメントで出た意見についても同様に市が責任をもって答えることではないかと。
- (事務局) 市民意識調査も市民意見の収集であるし、審議会委員は市民委員公募をしており意見をうかがっている。また市民意見交換会も市民意見の収集である。このように幾重にも市民が意見を言える機会を設けている。審議会で決まったものを最終案とし、市がパブリックコメントを行うが、市民の意見があっても最終案を変更しないということ

ではない。時間的に間に合えば審議会に報告したい。間に合わない場合には書面報告もある。ご了承願いたい。

- (委員) 市民のためにプランをつくるのであれば市民意見交換会に出られない人がパブリックコメントで意見を出すものだと考える。市民意見交換会を幅広くしてより多くの意見をいただくことにしたらどうか。
- (会長) 市民意見交換会のイメージがつかめない。
- (事務局) 4～5人のグループに分かれてグループ代表者がグループの意見をまとめる形式を予定している。参加者も公募形式をとる予定であるが、市内の活動団体にも参加依頼を行いたい。市民意見交換会の具体的実施方法についてはもう少し検討したい。
- (委員) 1月末までにプラン素案がどれくらい準備できるのか。パブリックコメントはやらなければいけないのか。
- (事務局) 男女共同参画プランは市の重要な計画と位置づけているのでパブリックコメントを行う。30日以上意見募集を行うためスケジュールとしては厳しいところであるが、計画の重要性からパブリックコメントは避けて通れない。
- (会長) パブリックコメントは最終確認として行うと理解した。
- (事務局) 意見があれば最終案を修正することもありえる。その場合は修正する理由についても公表する。
- (委員) 市民意見交換会が行われることによってパブリックコメントへの関心も高まると思う。日程をずらしても最終案に近いもので市民意見交換会を開催して市民意見を聞いてほしい。
- (委員) 市民意見交換会の出席者が少ないことが懸念される。案内についてホームページを見られる人が多くはないのでほかの方法も検討してほしい。
- (会長) 新聞を取っていない人も広報紙は見られるのか。
- (事務局) 広報紙は新聞折込である。これに加えて、町内回覧を行い、また公民館などのクラブサークル、市民協働センターの登録団体に案内するなど工夫していきたい。
- (委員) 10年前はこのようなことはなかった。公募委員にも計画に意見を言える場をつくってきた。この状況は男女共同参画の市民の浸透度を示している。計画に意見を言える場をつくり浸透する仕組みをつくらないとならない。
- (委員) 広報紙も10年前よりはよく見られているはず。いろいろな事業に興味を示している。
- (会長) 男女共同参画を意識していない人も身近な問題として感じてもらいたい。一部の人の関心であってはいけない。
- (事務局) 案内の仕方について保育所、保健センター、若い世代の関心喚起などに工夫したい。
- (委員) 若い人は専業主婦を希望すると報道されている。意見をききたい。働いていたら厳しいのは昔も今も同じ。男女共同参画をどう考えているのか知りたい。
- (会長) プランに何もかも入れられすぎているのではないか。実効性があるのか。
- (委員) 自治体では、プランの内容について、選択と集中はできないと思う。
- (事務局) 昨年策定した総合計画では総花的なものではなく重点施策を記載した。総合計画を読むのは市民であるということに留意したものだ。
- (委員) 総花的なものも必要だが、アンケートの中から課題を出して議論してはつきりさせ、年度ごとで重点的に取り組むことが必要ではないか。
- (会長) 10年で主張できるものがあってほしいので現在のようなプランになるのであろう。すべての分野で男女共同参画を浸透してほしいので総花的になる。

- (委員) 庁内には網羅的に課題を与えることが必要だと思うのでプランは庁内向けに総花的にして、市民向けにはダイジェスト版で工夫したらどうか。
- (事務局) 男女共同参画推進条例 10 条に基づく計画であり総合的な視点が必要だが、総花的という意味ではない。市条例第 10 条に規定する総合的に施策を網羅したもので作成したい。本編を読みやすくするのか、ダイジェスト版で工夫するのか、編集の段階で考えたい。
- (委員) 男女共同参画の視点からの国際交流活動を担当課で考えているのか。子育て支援や高齢社会の計画にプラスアルファで男女共同参画がどうかかわっていくのか問い直すために基本課題であがっているのだと思う。
- (事務局) 国際理解、姉妹都市交流などがあるが、男女共同参画の視点で重点的にやっていくことをあげるべきかと思う。
- (委員) そうなるとやらなくていい担当課が増えるのではないかな。
- (会長) あらゆる分野に男女共同参画を進めていくのに対し、これに入っていない部署も出てくるのではないかな。
- (事務局) 市のあらゆる事務事業を通して男女共同参画の視点の反映が求められる。審議会委員などもそうだ。
- (事務局) 国では第 3 次計画を策定しているので整合をもって検討したい。
- (会長) 自治体には地域を反映する必要がある。国の計画を踏襲すれば何のためにつくっているのかわからない。向日市の地域特性がある。全部入れるから無理が出るのではないかな。
- (委員) 先ほどの説明の中で総合計画は重点的施策に絞ったが、男女共同参画プランは条例に基づくので総合的に施策を網羅するといった。どちらなのか。
- (事務局) 策定指針では想定していないが、今後、誰に読んでもらうのかを視点に考えていきたい。今はまだ従来のものをローリングしていくとしかいえない。重点施策をはっきりさせていくことは必要だと考えている。今はまだ方針は決めていない。
- (委員) すべての事業に男女共同参画の視点を反映させることと、出来る事業をすることが必要だ。市民意識調査から市民にアピールする、事業所調査から事業所にアピールするという仕分けをする方法もある。市民の意識が変わるには市民が市民を変えていくということが必要だ。委員とワーキンググループでワークしてみる、若手職員とわれわれでワークしてみるなど地道にやる必要がある。総花的なところは市が行えばいい。
- (事務局) ワーキンググループの進め方は助言いただいたので検討していきたい。
- (2) 職員意識調査について
- (会長) 職員意識調査の説明をお願いします。
- (事務局) 資料 2 - 1 について説明。
- (会長) 質問はあるか。
- (委員) 男性女性の回答率はどれくらいか。
- (事務局) 回答数は 191、配布数は 250 である。
- (会長) 男女比はどれくらいか。
- (事務局) 職員数は 403 人だがパソコンを通じて行ったこと、調査期間が 8 日間であったことで保健師や保育所など現場の人にいきわたっていないようだ。このため 250 人程度に配布したことになるのではないかな。

- (委員) 職員意識調査として 250 人に配布して 191 人しか返ってきていないのは意識が低い。
- (事務局) 締め切り後 50 票ほど戻ってきたが入力に間に合わなかった。
- (委員) 母数がわからないのでは問題だ。
- (委員) 資料に全職員を対象にするとあるがそれが 403 人ということか。
- (事務局) そのとおりだ。
- (会長) 教職員は入っているのか。
- (事務局) 教育委員会職員は入っているが教職員は含まれない。
- (委員) 市民と職員を比較する意味がわからない。
- (事務局) 職員の意識が高いたらと想定していたが、結果は全部がそうはなっていない。
- (会長) ずれがあるのを把握してほしい。
- (委員) 前回調査を実施しているのか。
- (事務局) 今回がはじめてである。
- (委員) 職員は市民生活者であるとともに、男女共同参画施策推進者でもある。単純に市職員と市民と比較できない。職員は男女共同参画についても市民をリードすることが望ましくもっと勉強しなければならない。
- (委員) 職員間で市の男女共同参画プランの周知度が低いのは問題だ。
- (事務局) 研修が足りないなどはよく認識している。
- (委員) 職員意識調査の結果は組織に返していくべき。市民の意見はプランに反映させるべきだ。
- (会長) この結果をどういすかということだ。
- (委員) 認知度の低さはなんともいいがたい。各課に働きかけるべきだ。育児休業法も男女雇用機会均等法も内容まで知らないということは問題だ。
- (会長) 職員には法律くらいは知っていてほしい。
- (委員) 介護休業、育児休業を取得していながら、法律を知らないとは問題だと思う。
- (委員) 女性は切実だが男性は関係ないということか。もっと勉強してほしい。
- (会長) 庁内勉強会に力を入れてほしい。
- (3) 事業所意識調査について
- (会長) 次に、事業所意識調査について説明を求める。
- (事務局) 資料 3 - 1 を説明。
- (会長) 意見を求める。
- (委員) 母数は把握しているか。商工会からの配布とはどういうことか。実施する 100 社は統計的に大丈夫なのか。
- (事務局) 商工会加入事業所は 640 ~ 650 である。商工会加入事業所から 100 社抽出する。加入事業所は中小企業が多いので、規模が大きい事業所 10 社は商工会を通さず直接送付する。
- 商工会を通じて配布する事業所は、商工会会報の中に調査票を同封して行う。商工会では住所、代表者等は個人情報関係で公表できないとのことでこうした方法を採用した。なお、事業所統計では市内に 600 社以上あるものと考えられ、商工会への加入はその 40 ~ 50 % 位だと思う。
- (委員) 男女共同参画を中小企業に浸透させるのは難しい。
- (委員) 回答しにくい質問がある。ある程度の規模を満たしていないと回答が難しいのではないか。従業員規模で 200 ~ 300 人くらいではじめてこうしたことが取り組まれている

のではないか。

- (委員) 市内で男女共同参画が進んでいる会社はあるのか。
- (事務局) 市外に本社がある市内の支店や営業所では取り組まれているかもしれないが、市では把握できない。
- (委員) 向日市の事業所の 50%以上が加入しないと商工会が成立しないという条件があるため加入をお願いしているのが実情だ。零細企業が多く、男女共同参画は大事なことではあるが優先順位からみると後回しになるのではないか。
- (会長) 家族労働のところは答えられない。そういう状況で 90 社も確保できるのか。
- (委員) 支店、営業所も入っているので大丈夫だと思う。
- (事務局) 向日市はものづくり系の企業が少ない。長岡京市、大山崎町では工業系の会社が多い。商品販売額では引けをとらないが向日市はサービス系が多い。
- (会長) それ向日市の特徴だ。市外で働いている人が多い。
- (会長) 事業所調査をはじめてやることに意義がある。
- (事務局) 市で事業所を対象にすることが少なかったが、地域経済活性化、地域経営の観点からこれからは企業とのつきあいがもっと多くなると思う。
- (委員) 事業所にとって調査内容はつらいのではないか。
- (委員) アンケートは簡単にしてヒアリングするためにアンケートを行うというヒアリング中心の調査にしたらどうか。
- (事務局) すでにアンケート調査は 7 月 1 日と決定している。
- (委員) アンケートに答えてもらった事業所の中からヒアリングに答えてもらうところを探すやり方がよくとられている。調査票内で「ヒアリングに応じてもらえるかどうか」を尋ねるようにしてはどうか。
- (委員) 知りたいと思うことがある半面、調査内容が厳しいのではないか。
- (会長) 答える担当者があるような事業所は少ないと思うので質問は難しい。
- (委員) 30 社へのヒアリングは出来るのか。
- (事務局) 30 社は目標であり、30 社に満たない場合はお願いすることになるのではないか。
- (委員) 事例調査として行うのがいいのではないか。
- (会長) 向日市らしい事業所を選び、きめ細かくヒアリングすれば 30 社にこだわる必要はない。
- (委員) この調査が素地になる。来年は審議会委員への参加を期待する。
- (会長) 本日の審議について終了した。次回日程について説明を求める。
- (事務局) 8 月 25 日(水)から 8 月末日までの間の平日で開催したい。
- (事務局) 委員にはメールか郵送でお知らせしたい。

以 上